

名ばかり離脱に近づく英国

発表日：2018年6月13日(水)

～メイ首相の綱渡りは続く～

第一生命経済研究所 経済調査部

主席エコノミスト 田中 理

03-5221-4527

◇ 英国政府は離脱方針を巡る重要な法案採決が議会で否決される事態を回避する公算が高まった。強硬離脱派の反乱による政権崩壊リスクを封じ込めるとともに、11月30日を離脱協議の合意期限に設定し、最終的な離脱合意での議会関与をある程度強める譲歩案により、何も決まらないまま離脱するリスクは後退した。その代償として、離脱後の英国は「名ばかり離脱」となる可能性が高まっている。

12～13日の2日間の日程で行われている英国下院での離脱法案に関する審議および採決は、初日の採決を終え、修正法案が可決される（＝政府提案が否決される）恐れがあった2法案のうち、「最終合意を議会の重要な投票に諮るの修正案（meaningful vote amendment）」が賛成298・反対324で否決された。本日投票が予定される「関税同盟に残る修正案（custom union amendment）」も、政府が移行期間終了後も暫定的な関税上の取り決め（temporary customs agreement）を締結するバックストップ案を発表したことや（詳細は6月11日付けのレポート「[英離脱協議の山場が近づく ～12日の下院採決は政治リスク噴出のきっかけに～](#)」を参照されたい）、政府方針に影響を及ぼす投票機会が今後もあるとの判断から、否決される可能性が高いと目されている。新たな譲歩案を盛り込んだ離脱法案は上院に戻される。上院は来週前半にも再審議を予定するが、下院が修正法案を否決したことで近く離脱法案は成立する見通しとなった。万が一、今回下院で修正法案が可決されていれば、「離脱が骨抜き（名ばかり離脱）になる」との批判を強める保守党内の強硬離脱派がメイ首相の党首不信任を要求したり、政府の離脱方針が議会で否決されたことを受け、メイ首相が自ら辞任を申し出る恐れがあった。政治混乱のリスクは再び空砲に終わり、政治空白が離脱協議の停滞を招くとの不安もひとまず回避されそうだ。

初日の審議に先駆けて、メイ首相と個人的にも親しいリー司法政務副次官（省内で省大臣、担当大臣に次ぐポストで担当大臣とともに下級大臣とも呼ばれる）が政府の離脱方針が国民の利益に反するとして突如辞任を発表した。同氏は「最終的な離脱の合意内容が国民の利益に資するかどうかを議会が判断することが重要」と発言し、最終合意を議会の重要な投票に諮る修正案への賛意を示唆していた。こうした流れを受けて始まった審議では、投票の1時間前の段階で同修正案が可決される機運が高まっていた。その後、政府側は、修正案に賛成する意向を示唆していた保守党内の残留派や穏健離脱派に対して、議会関与の度合いを強める新たな譲歩案を提案。メイ首相を交えた個別会談で政府の離脱法案への賛意を取り付けた。

現地のメディア報道によれば、譲歩案の具体的な文言はまだ明らかになっていないが、①最終的な離脱の合意内容を議会が否決した場合、政府は28日以内に今後の方針を明らかにし、方針発表から7日以内に議会の承認を得なければならない、②11月30日までにEUとの間で離脱協議がまとまらなければ、政府は今後の方針を明らかにし、議会の承認を得なければならない—といった内容に落ち着いた模様。上院が可

決した当初の修正法案は、最終的な離脱の合意内容を法案として議会が承認することが求められたほか、離脱協議に関する期限を設定し、政府がその期限を守れない場合、投票結果に基づく下院の方針に従わなければならないとの内容だった。譲歩案では、議会の最終投票に法的拘束力はなく、議会に離脱方針を決定する主導権も与えられなかった。

それでも今回の譲歩案は、当面の政権崩壊リスクを封じ込めるとともに、11月30日を離脱協議の合意期限に設定し、最終的な離脱合意への議会関与をある程度強めるもので、何も決まらないまま離脱期限を迎える「クリフ・エッジ」への不安を後退させるものだ。その代償として、離脱後の英国は、EUの重要な意思決定に参加できないにもかかわらず、関税同盟や場合によっては単一市場にも事実上残留し、EU予算への拠出も求められる「名ばかり離脱」となる可能性が高まっている。既に英国政府は移行期間中の現状維持と、移行期間終了後も関税同盟に事実上残留する方針を示唆している。穏健離脱派が多数を占める議会の関与が強まることで、「関税同盟からも単一市場からも離脱する」との政府方針は有名無実化しつつある。強硬離脱派が次にメイ降ろしに動く可能性があるのは、①月末の欧州首脳会議に向け、移行期間終了後も事実上関税同盟に残留する英国側の新たなバックストップ提案が受け入れられず、別の形の譲歩（期限を区切らない関税同盟残留や単一市場にも事実上残留するなど）を求められるケースや、②7月24日の夏季休会前に予定する離脱後の新たな貿易関係を巡る議会審議の中で、関税同盟への残留を求める修正法案が可決される場合などが想定されよう。

以上